

女性会計士活躍のための協会施策のお知らせ（2020/2/28 配信）

女性会員・準会員のみなさま

このメールは、女性の会員・準会員のみなさまに協会の制度等について紹介することを目的としてお送りしています。

\*\*\*\*\*  
女性会計士活躍の更なる促進のために二つの KPI 設定（2018 年 12 月設定）

(1) 2048 年度（公認会計士制度 100 周年）までに会員・準会員の女性比率を 30% へ上昇させる（2019 年 12 月末現在 15.1%）

(2) 2030 年度までに公認会計士試験合格者の女性比率を 30% へ上昇させる（2019 年度：23.6%）

\*\*\*\*\*  
日本公認会計士協会では、女性会計士向けの施策として、主に

1. 旧姓使用
2. 就業・復職に関わる支援
3. CPE 及び会費の免除・軽減の制度

を整備しています。

みなさまのライフイベント時に、使用できる制度となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳細な内容は下記リンク先でもお知らせしています。

[https://jicpa.or.jp/cpainfo/introduction/cpa\\_women/information/](https://jicpa.or.jp/cpainfo/introduction/cpa_women/information/)

#### 1. 旧姓使用について

公認会計士及び準会員は、婚姻、離婚、養子縁組又は離縁その他の事由により、戸籍簿に記載された氏に変更があるとき、旧姓使用の申請を行うことにより、変更前の氏を業務の遂行において使用することができます。

#### 2. 就業・復職に係る支援

##### (1) 女性会計士のキャリア形成に資するイベント等の実施

女性会計士活躍促進協議会では、女性会計士のキャリア形成に資する、ロールモデル紹介イベントやキャリア構築セミナーを開催しています。

##### (2) 知識のブラッシュアップ研修の実施

女性会計士活躍促進協議会では、ライフイベント等で仕事の現場を離れた方等を対象とした知識のブラッシュアップ研修を開催しています。

(3) 求職に当たっての JICPA Career Navi の有効活用法について

JICPA Career Navi では、常勤（フルタイム）のみではなく、非常勤（パートタイム）の形態での求人情報も多数掲載されています。

「詳細検索」の「常勤・非常勤」の項目で「非常勤」を選択し検索いただくことで、該当する求人情報を確認することができます。また、時短勤務やフレックスが導入されているかどうかなど、求人事務所のアピールポイント、勤務条件の希望条件、事務所等の特色を対象にキーワード検索も可能ですのでぜひご活用ください。

<https://career.jicpa.or.jp/>

### 3 . CPE 及び会費の免除・軽減

(1) CPE 免除・軽減制度について

協会の会員は、公認会計士法第 28 条の規定により、毎事業年度に「必要な単位数」以上を履修するとともに、本会に報告しなければなりません。

しかし、公認会計士としての業務（税理士業務を含む）に従事していない会員については、協会に研修の免除又は軽減を申請することができます。

(2) ライフイベント等による休職中の会費の免除・軽減制度について

出産・育児等により長期にわたり業務を行うことができない場合、会費の徴収猶予、減額又は免除を申請することができます。

女性会計士活躍促進協議会は、各地域会におけるイベントの案内・開催報告や、ロールモデルの紹介をウェブサイトにて行っています。

より詳しい情報は下記 URL にてご確認ください。

[https://jicpa.or.jp/cpainfo/introduction/cpa\\_women/](https://jicpa.or.jp/cpainfo/introduction/cpa_women/)

また、組織内会計士協議会のページでは、特に監査法人以外で働く方向けの情報を取りまとめています。

<https://paib.jicpa.or.jp/information/>

お問い合わせ

---

日本公認会計士協会 中小・ネットワーキンググループ

mail : smp@jicpa.or.jp

このメールは配信専用アドレスです。

このメールにご返信いただいた場合、返答は行えません。

上記お問い合わせ先のメールアドレスにご連絡お願いいたします。

メールアドレスの変更については、日本公認会計士協会 会員専用サイトから会員マイページをご利用ください。

<https://jicpa.or.jp/>